

幹事医療機関の新規指定について

幹事医療機関の新規指定について

1 新規指定医療機関

- (1) 東京医科大学病院（新宿区西新宿六丁目7番1号）
- (2) 杏林大学医学部付属病院（三鷹市新川六丁目20番2号）

2 指定開始時期

令和7年4月1日（予定）

幹事医療機関について（参考資料6「幹事医療機関に係る取扱要領」より）

【要件】

原則として、以下の要件をすべて満たしていること

- (1) 都内に所在していること
- (2) 日本肝臓学会理事長から認定施設証の交付を受けていること
- (3) 同理事長から委嘱を受けた指導医が複数在職すること
- (4) 同理事長から専門医証の交付を受けた肝臓専門医が5名以上在職すること
- (5) B型・C型ウイルス肝炎医療費助成の治療実績があること

【役割】

幹事医療機関は、地域における肝炎診療体制の中核的な医療機関として、主に次の役割を担う。

- (1) 医療費助成制度による治療状況の分析、効果の検証に関すること
- (2) 最新の肝炎診療に関する情報の収集や提供に関すること
- (3) 地域の医療機関等の資質向上のための研修会及び地域住民への普及啓発、講演会等の実施に関すること
- (4) 東京都肝疾患診療連携拠点病院事業実施要領（平成23年3月31日付22福保保疾第1943号）第3(3)に規定する拠点病院等連絡協議会に参加すること
- (5) その他、都が必要と認めること